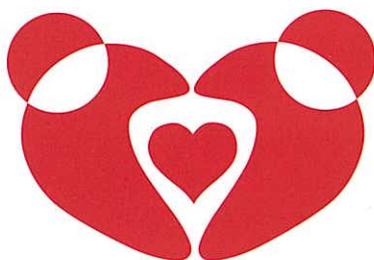


企業内人権教育啓発誌

妙蓮

みょうれん

Vol. **16**
2013
1月発行



守山市企業内人権教育推進協議会シンボルマーク

守山市企業内人権教育推進協議会

編集発行人 三品勝裕

<http://www.usennet.ne.jp/~mori-kjk/>

❖ 第27回トップセミナーのご案内

- 開催日 平成 25 年 2 月 8 日 (金)
- 時間 午前10:00~11:45/午後1:30~ 3:15
- 場所 守山市民ホール 学習室1
- 講師 桑野里美さん (有) ビジネス・パートナー・オフィス
- 演題 「職場におけるハラスメントの防止のために」



セクハラ・パワハラ・モラハラこれらの言葉を身近に聞くことが多くなりました。どのような行為がハラスメントにあたるのでしょうか。防止するにはどうすればいいのでしょうか。最近の相談事例や裁判事例を取り上げながら、現状と関係する法律にも触れてわかりやすくお話をさせていただきます。

❖ 第37回守山市人権・同和教育研究大会報告

- 開催日 平成 24 年 8 月 25 日 (土)
- 【午前】 第3分科会A 守山市民ホール リハーサル室
- 「人権問題に関する学習・啓発」



- 発表 JNCファイバース株式会社 守山工場
- 「メンタルヘルスケアと職場の人権」



JNCファイバース株式会社の人権尊重の職場づくりの事例を紹介していただきました。中でも近年増加傾向にあるメンタル不調者へのケアに会社がどのような取り組みをしているのかに重点をおいて発表をしていただきました。その後、8グループに分かれて討論をしました。討議の柱は「社会生活において、様々なストレスを受けて、人権を大切にするには、企業や地域家庭でどのように取り組めばよいか。また、その課題について」会場は77名の参加者で熱気あふれる話し合いが行われました。家庭・学校・職場など、それぞれが身を置いている環境で、他者への思いやりや気づきを持って接していくことでメンタル不調を防ぐことができるのではないかなどのお話がありました。

❖ 第35回窓口担当者研修会報告

- 日時 平成 24 年 10 月 12 日 (金) 午前9:30~12:00 午後1:30~4:00
- 場所 コミュニティ防災センター 研修室
- 参加者 午前 32 名 午後 31 名

『 窓口担当者のためのファシリテーター養成講座 ～職場の人権を皆で考えるには～ 』

企業内人権の推進において大きな存在である窓口担当者。その育成のひとつとして実践的な内容で開催いたしました。きょうとNPOセンターの野池雅人さん、内田香奈さんのお二人にご指導いただきました。



A~Fグループの内Aグループは野池さんのファシリテーターで、Bグループは内田さんのファシリテーターで話し合いのテーブルにつきました。このグループが話し合うテーマは「より良い人権研修をつくるためにはどうすればよいか」。

他の人たちは、話し合いのテーブルを囲んで、ファシリテーターの振る舞いによって話がどう発展し、集約していくのか流れを観察して専用のシートに記入していきます。これをフィッシュボール(金魚鉢)と言います。

話し合いのテーブルでは、相手を非難しない・人の話もよく聞くなどの基本的なルールの確認をした後、場のデザインであるアイスブレイクから始まりました。ファシリテーターは常に話し合いの場づくりを心がけて全員の参加を促します。中盤では出された多くの意見を整理します。

付箋を使って視覚化することもあります。今回も課題は青の付箋を使って、それに対する解決策は黄色やピンクの付箋を使って整理されました。終盤では皆が納得できる合意形成をめざしてまとめていきます。

参加者からはファシリテーターの役割が実践を通して理解できた、効果的な研修ができることを感じた、などの感想がありました。

❖ 人権学習の取り組み

● 大崎設備工業株式会社

社員が県内各地の現場に分散しているため、社員全員による人権学習会は年一回しか開催できませんが、外部講師を招いての学習会でのグループ討議には、熱心かつ真摯な意見が出てきます。

ほとんどの社員が、現場監督としてそれぞれの現場を任せ、協力会社社員との良好な人間関係構築に不断の努力と苦勞をしているゆえかもしれません。

各社員においては、各種人権研修会に積極的に参加するようにし、ごく自然に人権を意識できる人になるように教育しています。

当社は、人を取り巻く『水と空気と光』の3つの要素を快適にコントロールして、誰もが住みやすい住環境を作るのが使命ですが、身近に居る「仲間」と「お互いを認め合い、尊重し合う」環境づくりは最も大切な使命だと考えています。

当社社是「社会に貢献します。お客様を大切にします。技術の向上につとめます。互いに助けあいます」に込め



られた思いを理解し、仕事の能力やスキルアップに止まらず、人間性の向上を含めた「人財」の育成に取り組んでおります。

● 公益財団法人滋賀県交通安全協会

滋賀県交通安全協会は、平成24年4月に公益財団法人に移行しました。

悲惨な交通事故を1件でも少なくし、安全で安心な湖国の実現のため、各地区交通安全協会と協力、連携し、交通安全の広報や啓発、安全指導を行っております。

また、運転免許センターや各警察署の窓口で運転免許試験の受付や免許証更新申請の受付、講習等県からの受託事業も大きな業務の柱となっています。

私共の業務は、高齢者から幼児まで広く県民の皆様へのサービスを中心として行っており、職員個々の対応が業務の達成度に大きく関係してきます。

このため、窓口職員や講師、指導員に対しては、常に人権問題も含めた指導教養を行うとともに、自己啓発を高めるよう求めています。

年1回窓口職員全員を集め、事例発表を含めた研修会を開催、また、県協会に配置されている業務指導員

等が各地区協会を随時巡回し、個別に指導教養を行うなど県民の皆様から信頼される協会を確立するため、日々の業務を行っております。



❖ 役員輪番制について ~現時点での案~

平成26年度役員改選にあたって

全会員が協議会の運営に参加できるように、役員を選出に輪番制を導入していく方向で準備を進めています。何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

■ 輪番表を作成し、その順番通りに役員を選出していきます。

輪番表は企業・事業所が所在する学区で分けた3つのブロックと、そのブロックをさらに3つに分けた9つのグループで構成します。

【3つのブロックとは】 ● 守山ブロック

● 吉身・速野ブロック

● 河西・中洲・小津・玉津ブロック

【各ブロックからグループを作成します。】

各ブロックを従業員数100名以上の企業・事業所のグループと100名未満のグループに分けます。

100名未満のグループをさらに2つに分けて各ブロックに3つのグループを作成します。全部で9グループになります。

【この3ブロック、9グループからなる表を輪番表とします。】

ブロックを構成する事業所名を記載したものをブロック表、グループを構成する事業所名を記載したものをグループ表とします。

以下はその構成一覧です。

守山 ブロック	守山-1グループ	吉身・速野 ブロック	吉・速-1グループ	河西・中洲・ 小津・玉津 ブロック	河・中・小・玉-1グループ
	守山-2グループ		吉・速-2グループ		河・中・小・玉-2グループ
	守山-3グループ		吉・速-3グループ		河・中・小・玉-3グループ

■ 輪番表の運用

- ・ 輪番表から選出する役員は理事・監事（以下理事会役員と記述する）、部会員とし、いずれも任期は2年とする。
- ・ 理事会役員1名、部会員2名はグループ表の上から順に担当する。
- ・ 理事会役員は部会員を兼ねる。
- ・ 理事会役員と部会員が重なった場合は理事会役員を優先とし、その任期が終わった年度より部会員を担当する。
- ・ 副会長所属企業が理事会役員あるいは部会員の輪番にあたった場合は、兼務とする。
- ・ 理事会役員あるいは部会員の任期中に退会があった場合は、その役は空席とする。
- ・ 新規入会があった場合は、輪番表該当グループの最後に組み入れる。
- ・ 退会があった場合は、順に繰り上げる。

外部研修レポート ～部落解放研究第46回全国集会～

●11月7日(水)～9日(金) 長浜ドーム他

今年度から外部研修への積極的な参加を事業に盛り込みました。協議会より4名が参加し、学びを深めていただきました。2日目の分科会の様子をお伝えします。



第6分科会 今日の部落差別事件について考える

講演 「インターネットと人権」

講師 松井 修視さん(関西大学)

情報化社会という言葉は1960年代に日本で最初に使われるようになった言葉であるとのこと。その後、急速に進化し今はインターネット情報化社会になっている。インターネット上では匿名性を利用してしばしば犯罪や人権侵害が起こっている。そのような社会情勢に対応するため、法整備を進めているが、対応しきれない現状である。「ユビキタスネット社会の課題～10の大分類と100の課題/ユビキタスネット社会憲章」(案)には差別という言葉が入っていない、差別へのガイドラインがない、違法ではないが有害情報をどうするか、などの問題が指摘されました。

講演 「差別街宣損害賠償請求裁判の取り組み」

講師 伊藤 満さん(部落解放同盟)

差別街宣事件とは2011年1月22日に水平社博物館前で差別街宣が行なわれた事件である。水平社博物館を原告として被告を名誉毀損で1,000万円の損害賠償請求を奈良地裁に提訴した。詳細はこの紙幅では書ききれないので省略しますが、結果は被告に150万円の支払いが命じられました。この講演の中で特に印象に残ったのは、「多数の人に対する名誉毀損の法律がない」ということでした。水平社博物館という特定できる単一の原告だからできた裁判だったということです。これは前段の講演「インターネットと人権」にも関係することですが、不特定多数の人が名誉毀損の訴えは起こせないということです。社会的差別は野放しになっているという言葉が強く印象に残りました。

事務局からのお知らせ

●新しく買った DVD

「職場の日常から考える パワーハラスメント」

ある会社で起こる様々な出来事を一本のドラマで描き、多様化する「職場のパワーハラスメント」の問題に切り込んだ作品です。

このドラマでは、暴力や暴言といった従来型のパワハラは取り上げていません。むしろパワハラなのかそうでないのか、線引きが難しい事例を中心に描いています。

- 1 パワハラの生まれるところ
- 2 見えない 気づかないパワハラ
- 3 誰もがパワーを持っている
- 4 パワハラのない職場を目指して



上映時間28分

●新しく買った教材 CD-ROM

「セクハラパワハラまんがでチェック」

この教材は、職場でのセクハラ・パワハラがどのようにおこなわれたのかを、実際に起きた事例を参考に4コマまんがに仕立てたものです。それぞれの状況でどのような発言・行動がハラスメントにあたるのかを考えてみましょう。

動作環境

ブラウザ(必須): Microsoft Explorer5.0以上
OS: Windows XP以上



入会のご案内

「守山市企業内人権教育推進協議会」では、企業の経営者や従業員の皆さんが、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、明るい職場づくりを目指して、市内の企業事業所が共に学んでいこうと様々な活動に取り組んでいます。

活動にご賛同いただき一緒に活動していただく企業を募集しております。



問い合わせ先

守山市企業内人権教育推進協議会事務局(守山市都市経済部商工観光課内)
TEL.077-582-1131 FAX.077-582-1166